

岐阜労働局 発表
平成21年11月25日

担 当	岐阜労働局労働基準部監督課		
	監督課長	すなみ	巖
	監察監督官	青木	信夫
	専門監督官	吉田	武己
電話	058-245-8102 (直通)		

第4回 技能実習生等受入適正化推進会議の開催について

—昨年度の監督指導により、残業手当等約9,972万円の差額支払い—
—およそ7割の事業場で労働基準関係法令違反—

岐阜県内に就労する外国人技能実習生はおよそ9,100名と愛知県に次ぎ全国で2番目に多くなっており、これらの外国人技能実習生受入事業場の中には、不適切な労務管理等が行われている事例も数多く見受けられる状況にある。

このような状況を踏まえ、岐阜労働局（局長 矢部憲一）では外国人技能実習生の労働条件確保を行政の最重要施策の一つとして取り組んでいるが、昨年度（平成20年4月～平成21年3月）、当局において実施した監督指導結果をみると、監督を実施した第2次受入機関（技能実習生が就労する事業場）106事業場のうち74事業場（違反率69.8%）において労働基準法等違反が認められたため、是正勧告を行った。

このうち定期賃金が最低賃金に満たない、法定の割増賃金を支払っていない等の賃金支払関係の違反が認められた48事業場（対象技能実習生166名）が合計9,972万円の差額の支払を行った。（監督指導結果は別紙－1参照）

加えて、この期間に重大・悪質な労働基準法等違反が認められた2事業場に対し司法処分を行った。（司法処分事例としては別紙－2参照）

岐阜労働局では、引き続き事業場に対する監督指導を行い、悪質な事案には司法処分を含めて厳しい態度で臨んでいる。それらに加え、県内で発生している外国人技能実習生等の受入に係る問題を広く県民にも理解いただき、不正防止の気運醸成を目的として、平成18年から関係行政機関及び労使団体に呼びかけて「技能実習生等受入適正化推進会議」を設立しており、第4回の同推進会議を下記により開催する。

記

「第4回 技能実習生等受入適正化推進会議」

（座長：^{もみやまそうご} 初山錚吾朝日大学大学院法学研究科教授）

- 1 日 時 …… 平成21年12月1日（火） 午後2時から4時まで
2 場 所 …… ホテルグランヴェール岐山

岐阜市柳ヶ瀬通六丁目14番地（電話 058-263-7111）

3 会議の構成機関、団体

- ・岐阜労働局
- ・名古屋入国管理局
- ・中部経済産業局
- ・岐阜県
- ・岐阜県警察
- ・(財)国際研修協力機構名古屋駐在事務所 (JITCO)
- ・日本労働組合総連合会岐阜県連合会 (連合岐阜)
- ・(社)岐阜県経営者協会
- ・岐阜県中小企業団体中央会

※ 上記のほか、技能実習生の受入事業場が多く所在する県内12の市にオブザーバー参加の呼掛けを行い、市役所担当者の参加を求める。

4 会議の内容について

- ① 「出入国管理及び難民認定法 (入管法)」の改正による外国人技能実習生制度の改訂について
- ② 労働基準監督署における最近の外国人技能実習生にかかる問題事例
- ③ 会議の各構成団体の取組状況について

参考資料

- 別紙-1 ……技能実習生関係監督指導実施状況 (平成20年4月～平成21年3月)
- 別紙-2 ……技能実習生関係労働基準法等違反送検事例 (平成20年～)
- 別紙-3 ……都道府県別技能実習生移行申請者数
(2007年度～2008年度合計) (資料出所：(財)国際研修協力機構)

技能実習生関係監督指導実施状況
(平成20年4月～平成21年3月)

岐阜労働局

1 2次受入機関に対する指導状況

(1) 監督実施事業場数 106 事業場

(2) 法違反指摘状況

		違反率	20年監督指導全体の違反率
違反事業場数		74件	69.8%
主な違反事項	労基法第15条 労働条件の明示	9件	8.5%
	労基法第18条 貯蓄金管理	6件	5.7%
	労基法第24条 賃金の支払い	19件	17.9%
	最賃法第4条(旧5条) 最低賃金	17件	16.0%
	労基法第32条 労働時間	20件	18.9%
	労基法第37条 割増賃金	50件	47.2%
		66.9%	

(注) 1 複数の違反事項があった場合については、それぞれの事項に計上。

2 違反率 = $\frac{\text{違反事業場(件)数}}{\text{監督実施事業場数}}$

(3) 文書指導実施状況(法違反以外の事項について文書指導を行ったもの)

主な指導事項	中国語による労働条件の明示	1件
	時間管理の適正化	4件
	賃金明細書の交付	4件
	割増賃金支払いの適正化	0件
	パスポート、通帳等保管の適正化	3件
	研修生の残業の適正化	1件
	積立貯金の適正化	0件
	強制貯金の排除	0件
	管理費控除禁止、組合費の控除の適正化	0件
	安全衛生	0件

(注) 複数の指摘事項があった場合については、それぞれの事項に計上した。

(4) 差額の支払い状況

	差額の支払総額	うち、申告監督分
総額	99,728,185円	90,841,153円
対象人数	166人	115人
1人平均額	600,772円	789,923円
対象事業場数	48事業場	38事業場

2 第1次受入機関に対する監督指導状況

(1) 監督指導実施組合数 3 組合

(内、文書による指導組合数 0 組合)

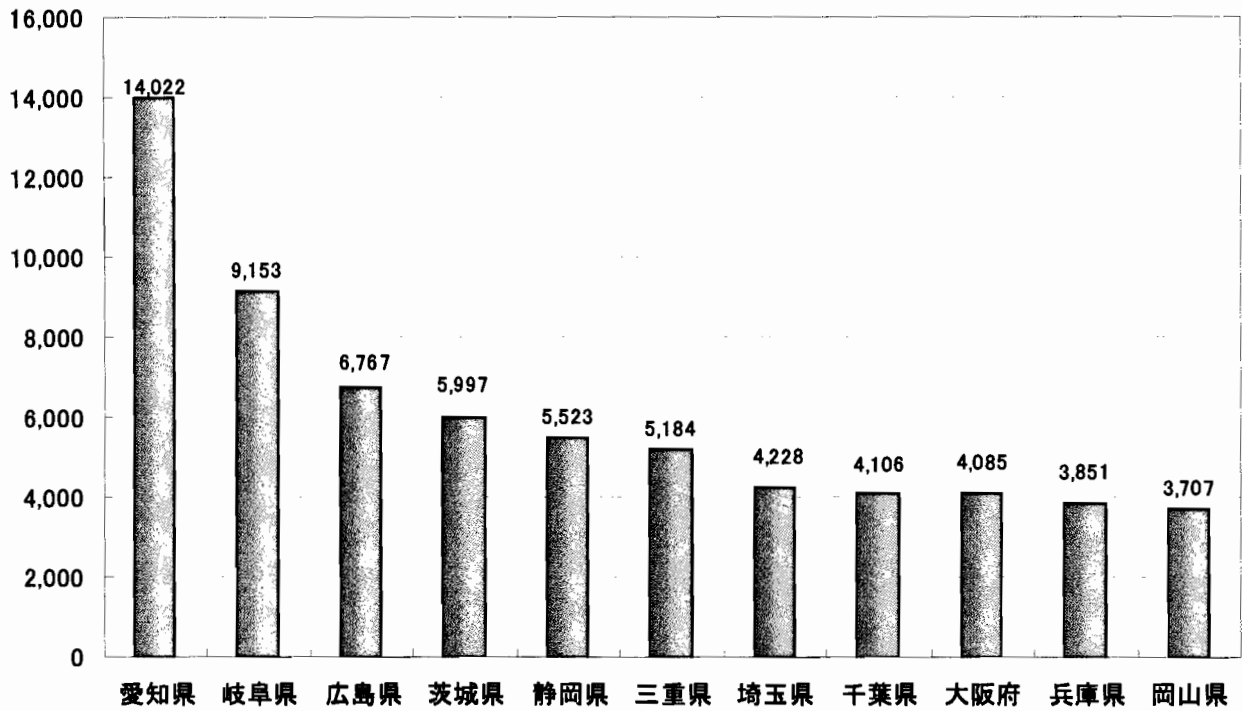
技能実習生関係労働基準法等違反送検事例

岐阜労働局

事例番号	送検月	事案の概要
1	20年 10月	<p>中国人技能実習生4名に対し、平成18年10月から平成19年11月までの間、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 毎月、岐阜県最低賃金以上の賃金を支払わなかった。(会社が支払っていた金額は毎月9万円であった。) 2 (1) 時間外労働に対しては通常支払われる賃金の2割5分以上の割増賃金を、休日労働に対しては通常支払われる賃金の3割5分以上の割増賃金を支払うべきところこれを支払わず、1時間当たり一律350円で計算し、支払っていた。 (2) 午後10時から午前5時までの間に労働させながら、通常の労働時間の賃金計算額の2割5分以上の率で計算した深夜労働割増賃金を支払っていなかった。 <p>立件対象期間における賃金、割増賃金の不払額の総額は、約490万円であった。</p> <p>被疑会社は過去に虚偽の帳簿呈示及び虚偽陳述を行っていたこと並びに今回の是正指導に対し是正が図られなかったことから、労働基準法、最低賃金法違反で書類送検。</p>
2	21年 2月	<p>中国人技能実習生2名に対し、平成19年7月から平成20年5月までの間、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 毎月、岐阜県最低賃金以上の賃金を支払わなかった。(会社が支払っていた金額は、月額基本給が50,000円～60,000円であった。) 2 時間外労働に対しては通常支払われる賃金の2割5分以上の割増賃金を、休日労働に対しては通常支払われる賃金の3割5分以上の割増賃金を支払うべきところこれを支払わず、1時間当たり一律350～400円で計算し、支払っていた。 <p>被疑会社は所轄労働基準監督署の再三の是正指導に対し、従わなかったため、労働基準法、最低賃金法違反で書類送検した。</p>

3	21年 3月	<p>中国人技能実習生3名に対し、平成19年12月から平成20年4月までの間、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 毎月、岐阜県最低賃金以上の賃金を支払わなかった。(会社が支払っていた金額は、月額基本給が76,000円～81,000円であった。) 2 時間外労働に対しては通常支払われる賃金の2割5分以上の割増賃金を、休日労働に対しては通常支払われる賃金の3割5分以上の割増賃金を支払うべきところこれを支払わず、1時間当たり一律300～400円で計算し、支払っていた。 <p>被疑会社は所轄労働基準監督署の再三の是正指導に対し、従おうとしなかった。そのため、所轄労働基準監督署は、事業場・代表者自宅・一次受入機関事務所の3箇所について裁判所の許可令状により家宅捜索を行った上で、労働基準法、最低賃金法違反で書類送検した。</p>
---	-----------	---

都道府県別技能実習生移行申請者数(2007年度～2008年度合計)上位11府県



資料出所：(財) 国際研修協力機構